

軌道事業の譲渡許可の概要

1. 申請者

(1) 譲渡人

名称 東京都地下鉄建設株式会社^{ひろじゅ}
代表取締役社長 寺内 廣壽
住所 東京都荒川区荒川7-50-9

(2) 譲受人

名称 東京都
知事 石原 慎太郎
住所 東京都新宿区西新宿2-8-1

2. 譲渡路線

日暮里・舎人線 日暮里～見沼代親水公園 9.8km（建設キロ）

3. 譲渡価格

概算 435億円（消費税込み）

※譲渡価格は東京都地下鉄建設(株)の平成19年度決算により確定

4. 譲渡予定日

平成20年3月30日

5. 譲渡理由

(1) 日暮里・舎人線は、東京都地下鉄建設(株)が平成7年12月に軌道事業の特許を取得し、平成20年3月の開業に向け現在建設中であるが、

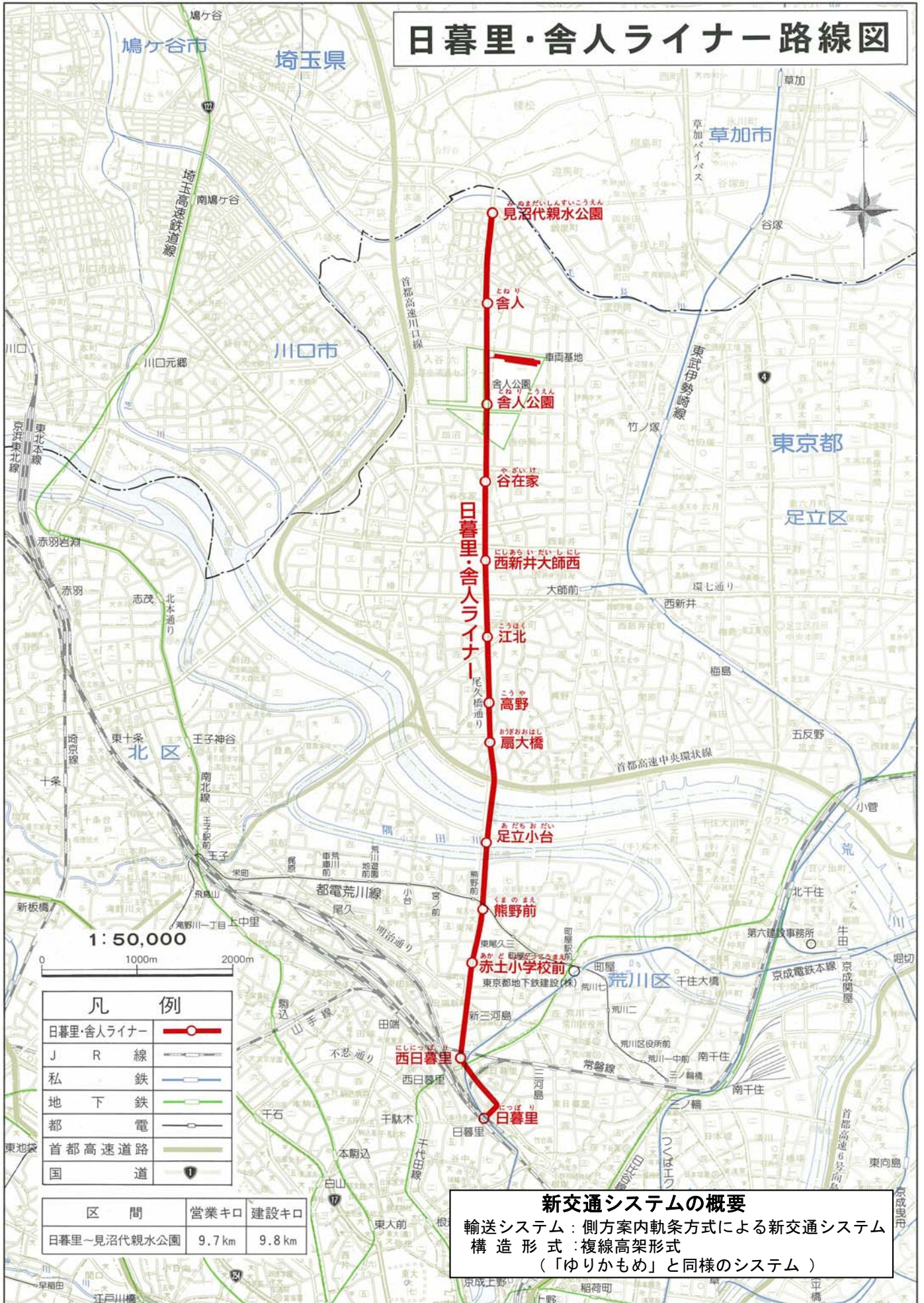
- ① 景気の低迷等社会情勢の変化により、当初の見込みに比し利用者数の減少が見込まれ、その大幅な増加も期待できないこと
 - ② 金融機関の第三セクターに対する評価が厳格化し、同社が長期で良質な資金を安定的に確保することが困難な状況となったこと
- 等により開業後厳しい経営状況が見込まれる。

(2) 東京都は平成18年に公表した「行財政改革実行プログラム」において、東京都地下鉄建設(株)については『日暮里・舎人線の建設事業終了に伴い、平成20年度に会社規模を縮小し、主要な債務の償還が終了する平成25年度に廃止』するとしており、東京都交通局については同路線の譲受先となることを想定し『同路線の開業に向け効率的な執行体制を構築』すべきとしている。

(3) これらを踏まえ、開業に当たり日暮里・舎人線を東京都交通局へ譲渡することとし、これにより、

- ① 有利な資金調達等により安定的な経営が可能となること
 - ② 交通局が永年地下鉄等で培ってきた実績を活用することにより、円滑な運営が可能となること
 - ③ 交通局の地下鉄等との連携が図られ、都営交通のネットワークが拡大することにより、利用者利便の向上に資すること
- などの効果が期待される。

日暮里・舎人ライナー路線図



1:50,000

0 1000m 2000m

凡 例	
日暮里・舎人ライナー	
J R 線	
私 鉄	
地 下 鉄	
都 電	
首都高速道路	
国 道	

区 間	営業キロ	建設キロ
日暮里～見沼代親水公園	9.7 km	9.8 km

新交通システムの概要
 輸送システム：側方案内軌条方式による新交通システム
 構造形式：複線高架形式
 （「ゆりかもめ」と同様のシステム）

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を使用したものである。（承認番号 平16開使、第87号）」